

令和8年度 委託第32号 中部浄化センターほか4施設樹木剪定業務仕様書

1 適用

この仕様書は、令和8年度 委託第32号 中部浄化センターほか4施設樹木剪定業務に適用する。

2 目的

この業務は、中部浄化センターほか4施設の樹木の剪定・伐採・刈込と発生材の処分を行う。

3 業務の場所

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 浜松市中央区瓜内町1825番地 | 中部浄化センター |
| ② 浜松市中央区古人見町1538番地の84 | 瞳ヶ丘中継ポンプ場 |
| ③ 浜松市中央区湖東町1100番地 | 湖東中継ポンプ場 |
| ④ 浜松市中央区舞阪町弁天島2730番地の2 | 蓬萊園中継ポンプ場 |
| ⑤ 浜松市中央区船越町28番地の8 | 北ポンプ場 |

4 業務内容（別紙 樹木剪定 施工範囲参照）

- ① 中部浄化センター
 - ・高木の剪定 （樹高6m程度に剪定すること）
 - ・生垣の刈込 （フェンスから1m程度離隔をとれるように刈り込むこと）
 - ・発生材の運搬処分
- ② 瞳ヶ丘中継ポンプ場
 - ・高木の剪定
 - ・中木の剪定
 - ・生垣の刈込
 - ・発生材の運搬処分
- ③ 湖東中継ポンプ場
 - ・高木の剪定
 - ・高木の伐採
 - ・発生材の運搬処分
- ④ 蓬萊園中継ポンプ場
 - ・高木の剪定
 - ・発生材の運搬処分
- ⑤ 北ポンプ場
 - ・高木の剪定
 - ・発生材の運搬処分

剪定及び伐採後の片付け処分は、受託者が適正に行うこと。その際、可能な限りリサイクル処分に努めること。

5 業務の完了報告

業務完了後、実施状況写真（実施前、作業中、業務完了）及び排出事業者として法令に基づき適正に発生材を処理した事を証明できる書類を添付し、業務完了報告書を速やかに提出すること。

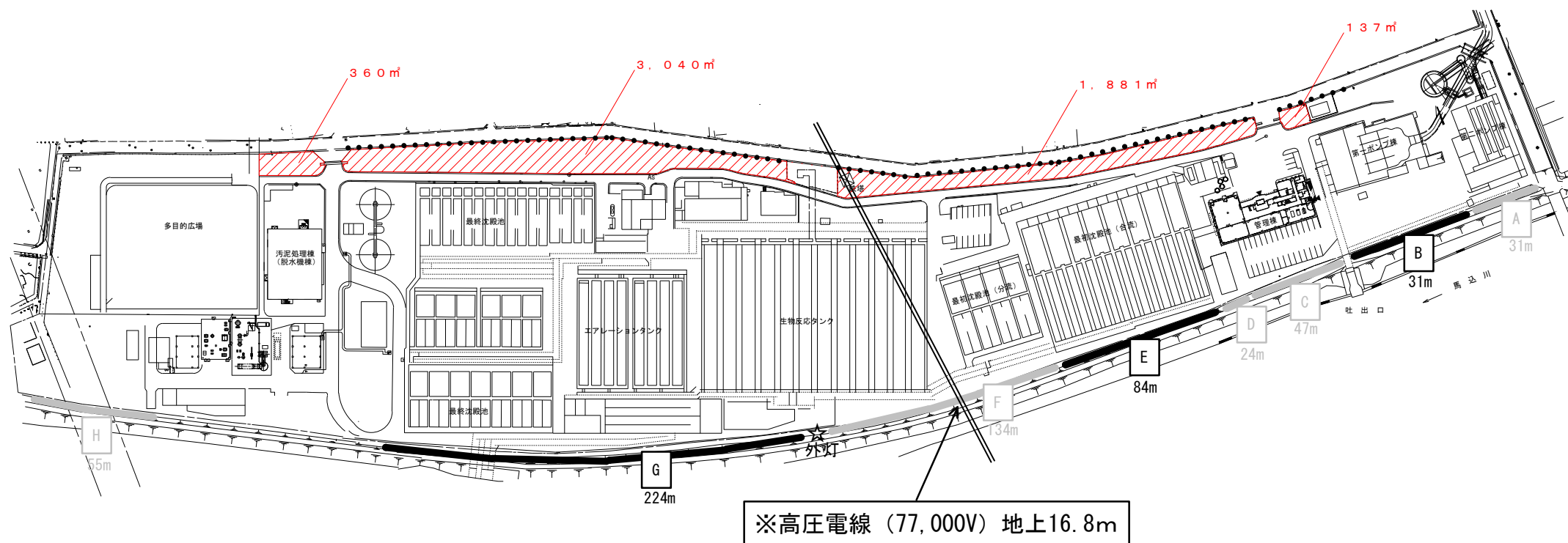
6 その他

- （１）本業務の遂行にあたっては、作業の安全及び事故防止について十分留意すること。また、高所作業においては、墜落防止処置を講じ、安全作業を徹底すること。
- （２）業務は月曜日から金曜日（祝日除く）の午前８時３０分から午後５時の間に行うこと。
- （３）本業務は施設運営と並行して行う業務である。施設運営状況を踏まえ、業務に支障をきたさぬ様担当職員と十分協議した上で実施すること。
- （４）本業務上、受託者が自己及び他者に与えた損害に対して、自らの責任で補填、又は損害賠償を行うこと。
- （５）その他疑義が生じた場合は、協議の上処理するものとする。

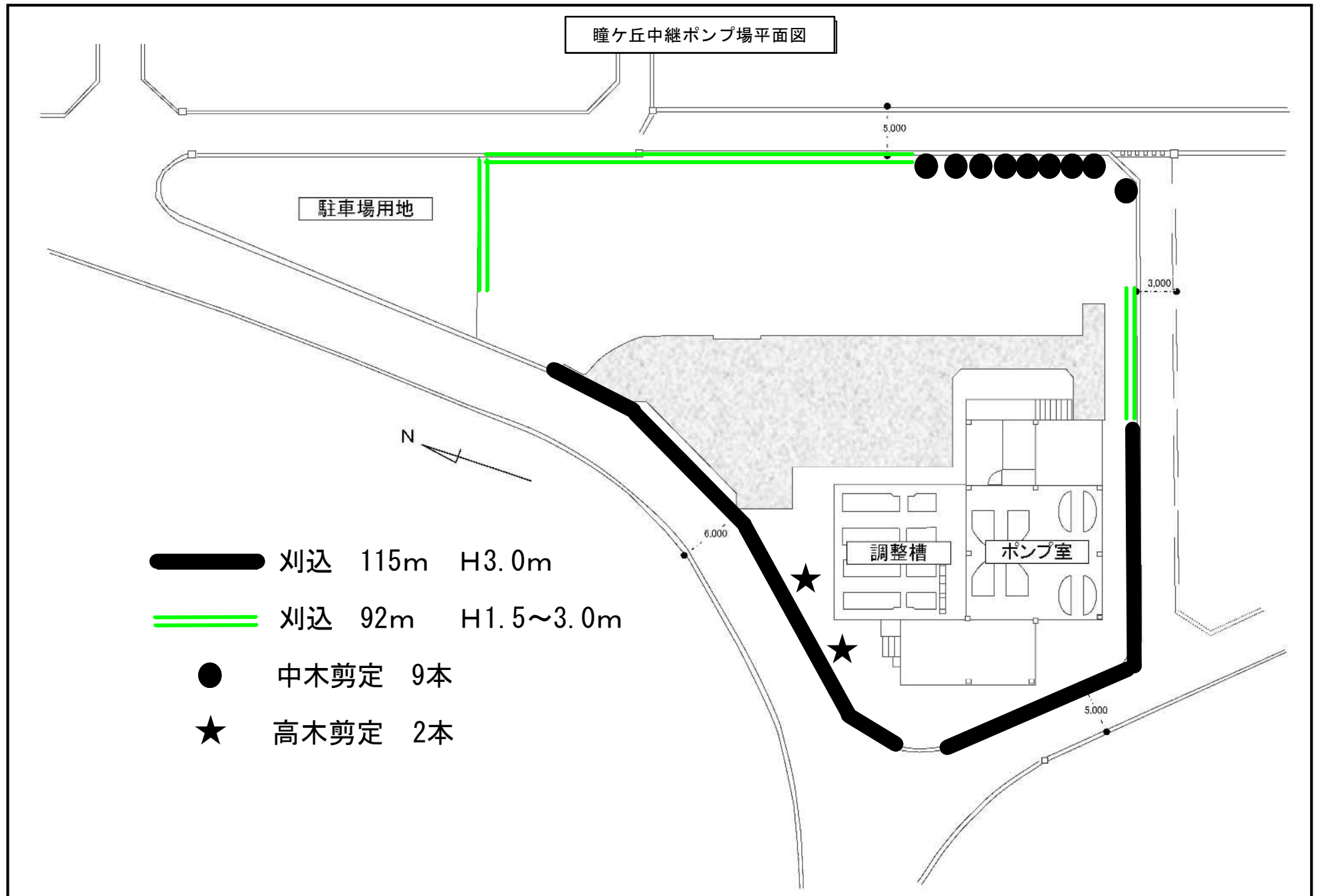
令和8年度 中部浄化センター 樹木剪定範囲

【施工範囲】

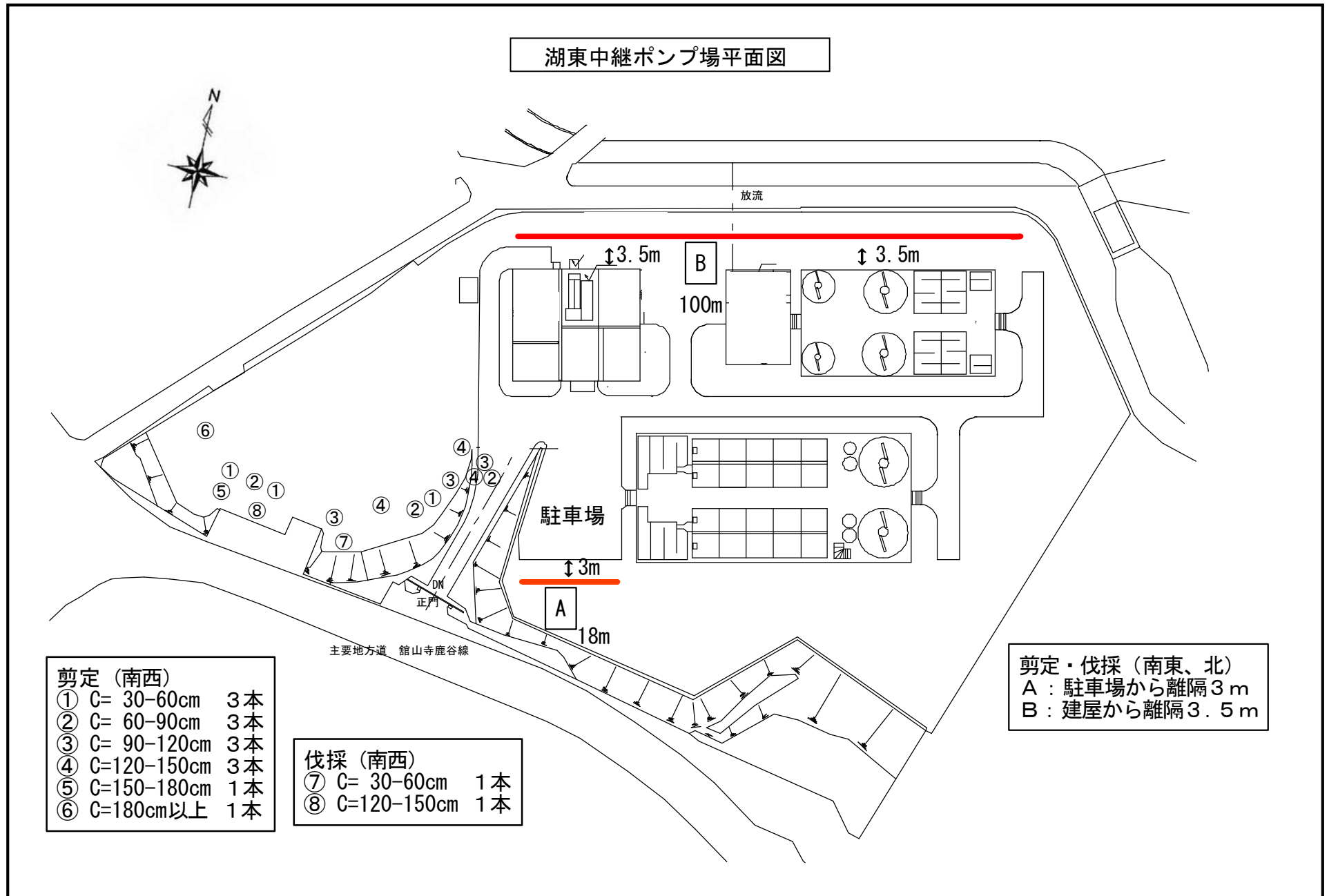
- ・西側フェンス沿い並びに斜線部(5,418㎡)の整枝剪定
- ・B、E、G フェンス沿い高木の整枝剪定(339m)
- ・発生材の集積・運搬・処分



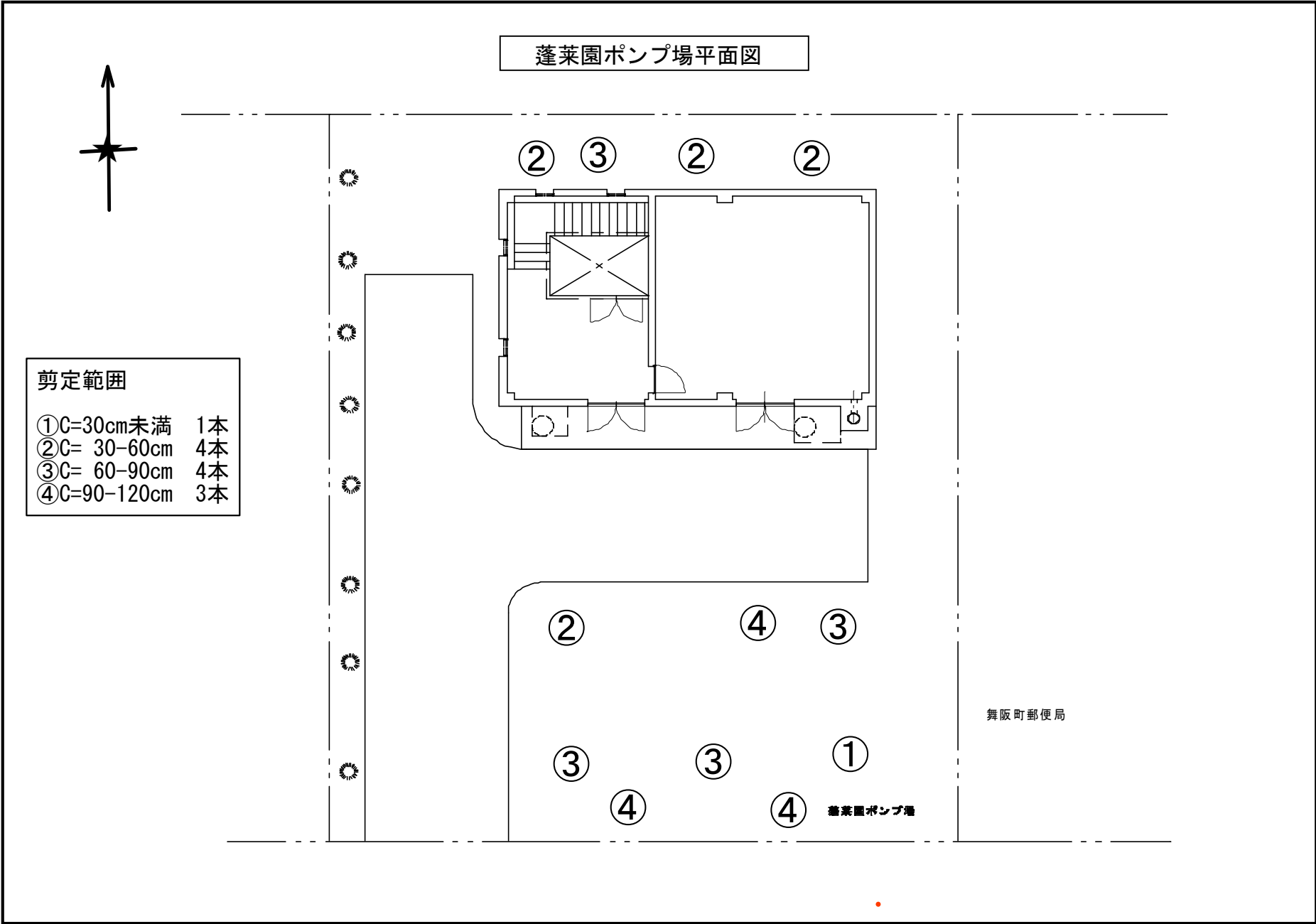
令和8年度 瞳ヶ丘中継ポンプ場 樹木剪定範囲



令和8年度 湖東中継ポンプ場 樹木剪定範囲



令和 8 年度 蓬萊園中継ポンプ場 樹木剪定範囲



令和8年度 北ポンプ場 樹木剪定範囲

剪定 95m

